平成２６年（フ）第１２３号
北九州市門司区恒見1374、住民票上の住所北九州市小倉南区中吉田５丁目６番25号
債務者　寺岡　正道
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１２９号
北九州市八幡東区中央１丁目６番１号
債務者　平野　英敏
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５８号
佐賀県鳥栖市神辺町1591番地１　カーサ・エレガンテＣ104
債務者　ＲＩＧＨＴ＆ＬＩＧＨＴこと　大坪　正明
1　決定年月日時　平成26年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６６号
佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島781番地１　県営牛島団地745号
債務者　山口　道雄
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６７号
佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島781番地１　県営牛島団地745号
債務者　山口キクエ
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５８号
熊本市中央区渡鹿３丁目８番23号　ＭＥハイツ202、前住所熊本県八代市横手新町12号２番地　211
債務者　西　　孝憲
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１６０号
熊本県宇土市走潟町1106番地19
債務者　田中　清一
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１６２号
熊本市南区良町２丁目５番147―60号　笛田団地２Ｃ―３―60
債務者　上川ゑみ子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１８１号
熊本市南区良町１丁目18番２号　２階
債務者　宮本　　強
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２７７号
広島県福山市緑陽町２丁目５番５号
債務者　佐々木　浩
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２７８号
広島県福山市緑陽町２丁目５番５号
債務者　佐々木タカコ
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１７８号
熊本市東区八反田２丁目７番25号　マリーコート201
債務者　吉永　勇二
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９号
青森県五所川原市字新宮町76番地５
債務者　外崎　　貢
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第３２号
青森市筒井３丁目１番13号　コーポすみれ２―３
債務者　澤田　光徳
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５７号
青森市古川３丁目14番５号
債務者　舘山　光子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３６１号
名古屋市港区七番町１丁目３番地の１　九番団地８棟510号
債務者　今泉　隆義
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８号
大分県佐伯市東町13番31号　広瀬借家３号
債務者　平川水無子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで大分地方裁判所佐伯支部破産係